

納税協会 ニュース

2

February 2017 No.239

平成29年2月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)

納税協会ホームページURL
<https://www.nouzeikyokai.or.jp>



MONTHLY NEWS

公認会計士・税理士 新名貴則

平成29年度税制改正大綱が決定

● 所得税の配偶者控除が見直し 政府

平成28年12月22日、政府は「平成29年度税制改正の大綱」を閣議決定しました。主な内容は次のとおりです。

■ 配偶者控除、配偶者特別控除の見直し

平成30年分以後の所得税の配偶者控除及び配偶者特別控除について、右表のような改正が行われる予定です。現在と同額となる38万円の配偶者控除又は配偶者特別控除を受けるには、世帯主の合計所得が900万円（給与収入1,120万円）以下、配偶者の合計所得が85万円（給与収入150万円）以下である必要があります。これを超えると、段階的に控除額が減っていく仕組みです。現行と比較して配偶者の所得上限は引き上げられますが、世帯主の所得については制限が加えられることになります。

● 所得控除額（世帯主も配偶者も給与収入のみと仮定）

	世帯主の給与収入	配偶者の給与収入		
		103万円以下	103万円超～150万円以下	150万円超
		配偶者控除	配偶者特別控除	
	1,120万円以下	38万円	38万円	段階的に減少
	1,120万円超～1,170万円以下	26万円	26万円	段階的に減少
	1,170万円超～1,220万円以下	13万円	13万円	段階的に減少
	1,220万円超	—	—	—

■ 所得拡大促進税制の拡充

所得拡大促進税制の適用には下記の3要件がありますが、そのうちの平均給与に関する要件が改正される予定です。現行より2%多い平均給与の増加が必要となります。ただし、控除税額が上乗せされます。

	現行	改正案
①	給与等支給額が、基準事業年度(*)の給与等支給額と比較して一定割合以上増加していること	同左
②	その事業年度の給与等支給額が、前事業年度の給与等支給額を下回っていないこと	同左
③	その事業年度の平均給与等支給額が、前事業年度の平均給与等支給額を上回っていること	その事業年度の平均給与等支給額が、前事業年度の平均給与等支給額×102%を下回っていないこと（中小企業者等については同左）

(*) 平成25年4月1日以後に開始する事業年度のうち最も古い事業年度の、直前の事業年度のこと（3月決算であれば平成25年3月期）

$$\text{控除税額} = \left[\frac{\text{給与等支給額} - \text{基準事業年度の給与等支給額}}{\text{基準事業年度の給与等支給額}} \times 10\% \right] + \left[\frac{\text{給与等支給額} - \text{前事業年度の給与等支給額}}{\text{前事業年度の給与等支給額}} \times 2\% \right]$$

現行の控除税額

上乗せ控除税額(注)

(注) 中小企業者等における適用要件は現行と変わりませんが、中小企業者等以外に適用される要件③を中小企業者等が満たす場合には、上乗せ控除税額の割合を2%ではなく12%とし、現行の控除税額にプラスして上乗せ控除の適用を受けることができます。中小企業者等の適用要件しか満たさない場合は、上乗せ控除は適用されず、現行の控除税額のみとなります。

■ 中小企業向け租税特別措置の適用除外

中小企業等であっても、過去3事業年度の平均所得金額が年15億円を超える事業年度においては、中小企業等に対する租税特別措置が適用できなくなります。この改正は平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用される予定です。

適用できなくなる租税特別措置は、具体的には次のようなものです。

- 法人税率の軽減措置（年800万円までの所得に対しては15%）
- 交際費等について年800万円まで全額損金算入
- 少額減価償却資産の特例 など

平成27年分の相続税の申告状況を公表

● 課税対象者が大幅に増加 国税庁

国税庁は平成28年12月15日、平成27年分の相続税の申告状況を公表しました。これによると、被相続人（死亡者）のうち相続税の課税対象となった被相続人の割合（課税割合）は、平成26年分と比較して3.6ポイントも増加しています。これに対して、被相続人1人当たりの課税価格は対前年比69.2%と大きく減少しています。このことから、平成27年からの基礎控除の引下げによって、平成26年分以前であれば課税対象にはならなかった少額の相続又は遺贈にまで課税対象が大幅に広がったことが分かります。

	平成26年分	平成27年分	対前年比
被相続人数（死亡者数）	1,273,004人	1,290,444人	101.4%
相続税の課税対象となった被相続人数	56,239人	103,043人	183.2%
課税割合	4.4%	8.0%	3.6ポイント
被相続人1人当たりの課税価格	20,407万円	14,126万円	69.2%

国税庁ホームページに平成28年分確定申告特集ページが開設

● マイナンバーの記載や提出書類についても解説 国税庁

国税庁ホームページに、平成28年分の確定申告特集のページが開設されました。ここでは、確定申告書の作成方法や平成28年分の確定申告から適用される税制改正事項等を、動画等も使って分かりやすく解説しています。

また、平成28年分の確定申告からはマイナンバーの記載が必要になりますので、マイナンバーの記載方法や提出書類（本人確認書類）についても解説しています。なお、確定申告書をe-Taxで提出する場合には、本人確認書類の提出は不要となります。

前年分から新設された給与所得者及び公的年金所得者に限定した確定申告書等作成コーナーにおいては、公的年金以外の年金（個人年金等）がある方も入力できるようになっています。